

豊岡市立学校施設の使用に関するしおり

【趣旨】

この事業は、豊岡市立学校の施設を自治、文化、体育、福祉、レクリエーション、公益その他学校教育を目的としない活動の会場として使用するために行うものです。

【学校施設を使用できる者】

学校施設を使用できるのは、豊岡市内に在住又は在勤、通学している方で作られた団体で、かつ監督者として 20 歳以上の方が含まれた団体です。豊岡市内に在住、在勤、通学している方が学校施設を利用することができます。（教育委員会が特別に認めた場合はその限りではありません。市外の団体などを招集しての大会や練習試合などの場合は、事前に文化・スポーツ振興課までご相談ください。）

【使用できる施設及び時間】

使用することのできる学校施設及び使用時間は以下のとおりです。学校開放として下記の時間で使用することができます。

※教育委員会が特に必要と認めた場合はこの時間外も使用することができます。

施設		使用日	使用時間
屋内運動場	小学校及び中学校	土曜日、日曜日、休日及び学校の休業日	午前9時から午後10時まで
		上記以外の日	午後6時から午後10時まで
柔剣道場	中学校	土曜日、日曜日、休日及び学校の休業日	午前9時から午後10時まで
		上記以外の日	午後6時から午後10時まで
特別教室、クラブハウス、多目的ホール及び遊戯室	小学校、中学校及び幼稚園	土曜日、日曜日、休日及び学校の休業日	午前9時から午後10時まで
		上記以外の日	午後6時から午後10時まで
屋外運動場	小学校及び中学校	土曜日、日曜日、休日及び学校の休業日	午前9時から午後10時まで
		上記以外の日	午後6時から午後10時まで

備考 屋外運動場照明施設の使用時間は、土曜日、日曜日、休日及び学校の休業日は、午後5時から午後9時30分までとし、それ以外の日は午後6時から午後9時30分までとする。

【使用許可の申請】

学校施設を使用しようとする際は使用の 3 日前までに使用許可申請書を学校長又は幼稚園長に提出してください。減免を希望される場合は使用許可申請書の「減免申請欄」の記入をお願いします。記入が無い場合は減免を受けることができません。

【使用料の減免を受けられる団体】

下記の団体が学校施設を使用する場合は基本的に使用料が全額減免となります。下記の団体であれば事前の登録などは不要です。ただし、屋外運動場（グラウンド）照明施設を使用する場合は別表1の屋外運動場照明施設費用相当額の支払いが必要です。

- ①スポーツ少年団体 ②スポーツクラブ 21 ③PTA ④子ども会及び子ども育成会
⑤区長会又は単位自治会 ⑥地域コミュニティ組織 ⑦消防団
⑧保育所、幼稚園又は認定こども園

※ 原則として団体が所在する校区内の学校施設が対象となります。校区外の学校の利用に際し、減免を希望される場合は文化・スポーツ振興課まで事前にご相談下さい。

※ ①のスポーツ少年団体が団体登録を行わず減免を受けることのできる学校の範囲は、団体が拠点とする小学校を含む中学校区にある小中学校全てとします。その際の使用料は別表1の屋外運動場照明費用以外、全額減免といたします。その他の地域の学校については団体登録を別途行うことにより減免を受けることができます。ただし体育館を利用する際は別表2の電気代相当額の負担が必要となります。

※ ⑤の単位自治会として申請を行う際には、申請者を区長名としてください。（「〇区体育部」等では単位自治会としては認められません。）

※ 但馬又は市内の小中学生を対象として組織された連盟が、市外のチームを含めた公式大会で使用するときは、学校施設使用料を全額減免とします。その際の申請者は、使用しようとする学校の児童で構成するチーム名で申請を行い、そのチームが責任をもって使用するようにしてください。（申請者が「但馬〇〇連盟」では学校施設を使用することはできません。）

※ スポーツクラブ 21 として減免を受けることのできるのは、クラブが所在する小学校となります。

【減免を受ける際に登録が必要な団体】

上記の団体以外にも、以下の条件をすべて満たす団体は、教育委員会の登録を受けることにより使用料の減免を受けることができます。

- ・教育、学術、文化、スポーツ及び福祉等の活動を継続的に行おうとする団体であること
- ・5人以上で組織された非営利の団体であること
- ・代表者が市内在住者であること
- ・メンバーの6割以上が、使用する学校校区に在住もしくは通学、通勤していること又は市全域の住民を対象として組織された団体であること

【登録について】

登録については「学校施設利用団体登録申請書」と「学校施設利用団体登録名簿」を初めての使用申請前、または毎年度の始めまでに利用したい学校に提出し、許可を受けてください。

以前に登録を受けられた団体も、年度ごとの登録が必要です。登録団体には年度末に再登録の案内をいたしますので、引き続き登録を希望される団体は登録の手続きをお願いいたします。

【登録団体の減免後の使用料について】

上記の登録を受けた団体の減免後の使用料は以下の通りです。

メンバーの6割以上が、使用する学校校区に在住又は通学、通勤している団体

→屋外運動場（グラウンド）照明施設を使用する場合は別表1の屋外運動場照明施設費用相当額の使用料となります。

→その他の施設を使用する場合、使用料はかかりません。

メンバーが市内全域を対象とする団体

→屋外運動場（グラウンド）照明施設を使用する場合は別表1の屋外運動場照明施設費用相当額の使用料となります。

→屋内運動場（体育館）、柔剣道場を使用する場合は別表2の屋内運動場・柔剣道場の照明施設費用相当額の使用料となります。

→その他の施設を使用する場合、使用料はかかりません。

【登録を受けることのできない団体について】

兵庫県〇〇連盟や但馬〇〇連盟のように活動が広域になる、又はその団体自体で活動しない上部団体では登録することができません。団体登録を希望される場合は、実際にその学校校区で活動されている団体で登録してください。

【減免を受けない際の使用料】

減免を受けない場合の使用料は別表3のとおりとなります。

【児童生徒の利用について】

児童生徒の利用にあたっては、心身の健康管理及び事故防止のため、各種ガイドライン等に準じた活動時間としてください。

（参考）「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）、「子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本指針」（日本学術会議）、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（日本スポーツ協会）、豊岡市中学校部活動ガイドライン（豊岡市教育委員会）

(別表1) 屋外運動場照明施設費用相当額

区分	1時間あたりの使用料
竹野小学校	300円
豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、 神美小学校、府中小学校、日高小学校、資母小学校	700円
城崎中学校	1,100円

(別表2) 屋内運動場・柔剣道場の照明施設費用相当額

区分	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
屋内運動場	360円	480円	480円
柔剣道場	220円	300円	300円

(別表3) 学校施設使用料

区分	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
屋内運動場	3,600円	4,800円	4,800円
柔剣道場	2,200円	3,000円	3,000円
特別教室、クラブハウス、多目的ホール又は遊戯室	1,200円	1,500円	1,500円
屋外運動場	900円	1,000円	1,000円

- 1 特別教室の使用料は、1室当たりの額とする。
- 2 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1時間当たりの使用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。
- 3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、竹野小学校にあつては1時間当たり300円、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあつては1時間当たり700円、城崎中学校にあつては1時間当たり1,100円をそれぞれ加算する。
- 4 使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

問い合わせ先

豊岡市観光文化部 文化・スポーツ振興課

TEL : 21-9023 FAX : 22-3872

Mail : sports@city.toyooka.lg.jp